

栄小の現状の要求をもとに交渉!

心のケアをもっとおこなって! 子どもたちの生活環境の改善を!

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2012.3.9(金)
No.191

さいたま市教組は、2月27日に「栄小の教育条件整備、職員の負担軽減を求める緊急要求書」にもとづく交渉を市教委と行いました。11項目について、今後の計画、施設設備、人的配置、研究委嘱を中心に交渉しました。

今後の復興計画

冒頭、委員長が5人の課長に「栄小にいつ行きましたか。」と聞いても、すぐに答えられない課長がいました。栄小の現場を見て知って、交渉に臨んで欲しいものです。



栄小の被災校舎
(11年3月24日撮影)

的な解体工事を行っていくことが分かりました。

新校舎の着工は10月から行い、14年の2、3月頃完成で長期にわたったの工事になることが明らかになりました。

市教組は、学校現場では来年度の計画を立てるのに工事予定が知らされていけないことを指摘し、早急に栄小職員に知らせることを要望しました。

栄小の施設設備

プレハブ校舎

2学期から校庭一面に建てられたプレハブ校舎。この冬の寒さで

トイレの水が凍ったり、教室の机の上に霜がおりたりする現状を訴えました。夏休み中にプレハブ校舎に入ったとき、教室の温度は40度を超える日もありました。市教組は、暑さ・寒さ対策の改善を要望しました。

また、プレハブ校舎の教室内、廊下等での騒音について「うるさくて、子どもたちも落ち着かない。」薬剤師による検査報告では70デシベルを超えています(基準は50デシベル)。

市教組は吸音テックスやピースマットの設置などの具体的な対策も提案し、市教委は改善を「検討する」と回答しました。

「ホコリが凄いのので、掃除機が欲しい」との訴えに市教委は「学校からの要望があれば掃除機を購入する」と回答しました。

校舎をつなぐ渡りの一部に屋根が設置されていないので早急に設置すること、プールの水漏れ修理なども要望しました。

校庭

現在プレハブ校舎の周囲は、水はけが悪いことから砂利が敷かれ、それによる子どもたちの怪我が目立ちます。市教組は遊び場の確保・安全面から改善を要望し「砂を入れていく」との回答しました。

また、敷地内の遊具付近の段差をなくして整地してほしい、さらに校舎と校舎の間にあるスペースも活用できるように、室外機の周りに安全になるようにカバーなどをつけて欲しいと、要望しました。

人的配置要望

未だに校舎は「3・11」のままです。子どもによつては校舎を見て、フラッシュバックし、当日のことを思い起こすこともあり得ます。阪神淡路大震災で

も10年後に表れているそうです。

子どもたちの心のケアは長期にわたって必要は必ずです。

市教委は、「スクールカウンセラーを行かせている。緊急時は相談室へ。常駐は難しい。」と回答しました。市教組から「被災校であり、特段の配慮が必要。指導主事の派遣も考えられるのでは。」と提案し、子どもたちに寄り添った対応を考えれば、臨床心理士など常駐することを要望しました。

栄小職員から「現在の少人数支援員、学級等支援員の人数を最低でも来年度確保してほしい。」との要望が出されています。

市教委は「他校より手厚い配置を続けていく。」と答えるのが精一杯でした。

研究委嘱問題

研究委嘱「体力向上」を行いたいと、校長が強硬に提案しました。栄小では、この間さまざまな会議で「これ以上の仕事の負担がく



るのか」などの声が出され、学校課題部会・企画委員会・職員会議で反対の発言しか出ませんでした。

この問題について、市教委は、「研究委嘱を受けると指導主事が行きやすい。」と回答しましたが、市教組は「研究委嘱を受けていなくても要請という方法で指導主事の派遣ができるのではないかと指摘しました。」

また、市教委は「研究委嘱につきましては、校長が教職員の意向を勘案した上で」と回答しました。しかし前述のように教職員の意向を勘案していないのではないかと詰め寄りました。

市教委は「校長にもう一度聞いて、確認する。」と回答しました。

「多忙化解消のための4つの要求」交渉

土曜の振替原則は同一週、24学級以上に1名加配！



要求書を提出する山本委員長

2月27日、栄小の交渉後、800名ほどの署名を集め、教職員の声に基づくものとして市教委に提出し、「多忙化解消のための4つの要求」に係る要求署名の交渉を行いました。

市教委、多忙を認める

市教組は、「多忙化解消は市教委の責任である。」と指摘しました。市教委はその指摘に、「その認識は持っている。」と回答しました。

土曜振替問題

振替のない土曜授業について、改めて確認しました。

市教委は「原則同一週に振替をとる。現実には県の勤務条例で対応する」と回答しました。埼玉県教委は2月14日の同じく土曜授業についての交渉で、以下の回答をしています。

「前4週後16週がはじめにありきでは困る。原則同一週内で振替をとっていく。しかもこれは、年休の届け出事由よりも高次元の問題です。土曜日に勤務を割り振ったことにより、ここで必ず休みをとりなさいということ

を管理職は命じなければいけない内容のものですので、原則同一週内です。ただ、運営上実質難しい面もありますのでやむをえず努力した結果、難しい場合は前4週後16週ということです。」

さいたま市内では、前4週後16週がはじめにありきの学校がかなりあります。

交渉で、原則同一週に振替をとることを再度確認しました。

市教委は問題点として、次の2点を指摘しました。

1点目は市の職員に対して36協定（労働基準法36条に基づく協定）が結ばれていないのに勤務させている問題。2点目はさいたま市

が進める「子育ておもいやりプラン」の中に「各職員の（教職員も含む）1年間の年次有給休暇（年休）の取得日数を14日以上とする」という目標なのに取れないという問題。

仮に前4週後16週で振替を長期休業中に取得ができにくくなる問題点も指摘しました。

タイムカード問題

文科省通知（2006.4.3）に「使用者（校長）は、始業、終業時刻を確認し、記録すること。」とあり、その方法として、

「ア 使用者が、自ら現認確認すること。

イ タイムカード・ICカード等の客観的な記録をとります。」

市教組は、この文科省通知通り行うこと、違法状態のままであると指摘しました。

市教委は、「その通知については知っています。現在検討しているところである。」と回答しました。

市教委訪問

多忙化解消のため大きな要素になっている



ものに、研究委員・計画訪問があげられます。現在11年度研究指定76校、推進校49校、モデル校106校もあり、さらに教育研究会の研究授業のある学校もあり、それに加えて、計画訪問です。

市教組は、計画訪問をなくせと要求しています。市教委は「ムラなく情報を伝達したいので、計画訪問は継続する」と回答し、平行線をたどりませんでした。

また県も実施している夏の教育課程研究協同会議については、さいたま市では来年度以降検討していくという話が出ました。

困難校に市費の加配を

大規模校、学習・生徒指導上の困難を抱えている学校に、市費で教員を増やしてほしいと要望しました。市教委は「財政は厳しい、増加は困難。県へ要望し、さいたま市の24学級以上の学校に定数1名の加配できる予定。」との回答を得ました。

「多忙化解消のための4つの要求」に係る要求

1. 振替のない土曜授業は行わないこと。
2. 勤務時間の始業と終業を管理するためタイムカードを導入すること。
3. 計画訪問はなくし、要請訪問のみとすること。
4. 困難校（大規模校や38人以上の学級が複数ある学校・学習及び生活上支援の必要な子が多い学校）へ市費で本採用の教員を加配すること。